

●まちのお知らせ

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限延長

緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で**令和3年4月15日（木）まで延長**されます。

また、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長されます。

●申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

●振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

税務課 ☎ 64-7102

国税専門官採用試験受験者募集案内

国税庁は、所得税、法人税、相続税などの直接税及び消費税、酒税などの間接税の賦課・徴収を行う官庁で、国の財政基盤を支える重要な仕事をしています。

その中で国税専門官は、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、事務を行います。

職 種 国税専門官（大学卒業程度）

受験資格 ①平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの者
②平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
・大学を卒業した者及び令和4年3月までに卒業する見込みの者
・人事院が上記に掲げる者と同等の資格があると認める者

申込方法 インターネットより申し込んでください。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

受付期間：3月26日（金）9：00～4月7日（水）（当日受信有効）

*インターネット申込ができない場合は、問い合わせ先まで連絡してください。

試 験 日 第1次試験 6月6日（日） 第2次試験 7月5日（月）～16日（金）のうちいずれか指定する日



名古屋国税局 人事第二課 試験係 ☎ 052-951-3511（内線3451）